夏税・秋税の源流

古賀登

まえがき

兩税法が兩税と呼ばれる所以は、夏税と秋税と一年二期に課税したことにあり、從つて兩税法の重要な特徴の一つは、この租税分納にあつたといわなければならぬ。すなわち德宗建中元年（780）二月十一日の兩税創制の請狀に

夏税は六月内に納め畢り、秋税は十一月内に納め畢らん。（唐會要巻八十三租税上）

とあり、原則として夏税は六月末までに、秋税は十一月末までに完納すべく定められた。

ところが、兩税以前の租庸調の納税期をみると、大體租は十二月末まで、庸調は九月末までであり、この限りでは、租庸調もまた二税であつたといえる。勿論兩税制定の意義は、そのときの楊炎の上奏に、「旬に輸し月に送り、休息すること有る無し。」とあるような安史の亂後の税制の紊亂に對し、諸税を整理し徴税を秩序だてることにあつた。しかしそれにしても、さきの租庸調の納税期を踏襲せず、特に兩税法において大幅にそれを早めたのは、問題ではあるまいか。

以下私は、このような疑問から出發し、兩税の納税期をなぜ六月と十一月にしたのか、またその由來がどこに求められるかを、檢討してみようと思う。

一　租・調（庸）と粟稻麥・蠶麻

夏税・秋税の納税期を檢討するためには、はじめに兩税以前の租庸調のそれをみる必要がある。このうち「庸」は、いうまでもなく中央的勞働奉仕たる「役」の義務の代償であるが、開元・天寶時代には殆んど實役せず、庸をと

るのが通例化していた故、[1] これは税の一目とみて差支えなかろう。

そこでまず、租についてみる。租の納税期は、開元二十五年（737）令によれば、

諸々の租は、……十一月に輸を起し、正月三十日内に納め畢る。（註略）其の本州に輸する者は、十二月三十日内に納め畢る。若し粟なきの郷で稻麥を輸するものは、熟に隨つて卽ち輸し、此の限に拘せず。（唐令拾遺、田令第二十二）

とあり、普通十一月に起輸し、本州に納める者は十二月末までであつた。租は所謂田租で、穀物收入に對する税である。そして一般に十月末までには一切の農事が終るから、徵租十二月には時期的に支障はない。故唐律疏議卷二十七に、非時に田野を燒いた場合の罰則があつて、その註に「非時とは、二月一日以後、十月三十日以前、」とあり、農事の終了を十月三十日とみている。文中「若し郷土で宜しきを異にする者は郷法に依る。」といつているが、早霜の華北では九月に霜降があり、それ以前には收穫を終え、晩霜の江南でも九月には晩稻が實る。[2]

ただここで注意しなければならないのは、その徵税品目である、賦役令に「毎丁租粟二石」とあり、粟を本色とし、稻麥を折色としている。これは唐の租法が北魏以來北朝で行われてきた税制を繼承したもので、北朝時華北の主穀が粟であつたことによるものである。唐の地税の規定をみても、「畝別に粟二升を納む」とあり、原註に「郷土粟なければ、雜種を納めて充てることを聽す。」（唐六典卷三倉部郎中員外郎の條）とあつて、稻麥等を雜種としている。これらにより、依然として唐代でも粟を主穀と見做す態度をつらぬいていたことがわかる。勿論、唐代には江南の水稻作地帶を版圖に含めており、また麥作が盛んに行われた。それにもかかわらず租法が粟を本色とし、「若し粟なきの郷で稻麥を輸する者は、熟に隨つて卽ち輸す。」とあるように、稻麥特に麥の如く收穫期の全く違うものに對しても、別に徵税期を定めなかつたことは、唐代前期の税法が北朝のそれを踏襲し、またその經濟政策が華北偏重であつたことを示す。

つぎに庸調についてみる。開元二十五年令によれば、

諸々の庸調の物は、毎年八月上旬に輸を起し、四十日内に畢る。（唐令拾遺、賦役令第二十三）

とあり、納入期は普通九月上旬までであつたが、[3] 天寶三年

これを三十日まで延期した（唐會要卷八十三租稅上、同年三月二十五日の赦文）。ではなぜ庸調を、九月納稅としたのであろうか。それは當然徵稅品目と關係があるとみなければならぬが、庸調のそれが絹類・布類であつたことは、[4] いうまでもない。

ところで、絹についていうと、禮記の月令に「（季春の月）后妃齊戒して親ら東鄉し、躬ら桑つみ、婦人を禁じて觀するなく、婦使を省き、以つて蠶事を勸む。……（孟夏の月）蠶事畢り、后妃繭を獻じ、乃ち繭稅を收む。」とあり、四月には繭を得、絹稅をとるとある。三月皇后親蠶のことは後世の史書にしばしばその記事をみる。また後漢時代の五原地方の農業を傳えたものと見做される崔寔の四民月令には、三月淸明の節（陽曆四月五・六日頃）に蠶室を治め（齊民要術卷五「桑柘を種く」第四十五所引）、四月に上簇する（同卷二「黍穄」第四所引）とあり、また後世元の農桑輯要卷四養蠶所引の務本新書には、淸明に蠶連（にねがみ）を溫室に遷し、穀雨（陽曆四月二十・一日頃）に風日にさらして毛蠶を生じ（變色）、二十五・二十八乃至四十日にして老ゆ（飼養總論）とある。これらによると當時の蠶は、淸明に催靑し、穀雨に掃立て、四月中・下旬に上簇していたと解されるが、ただ皇后親蠶は皇室のことであり、四民月令にしても豪族の家の例であり、何れも完備した蠶室と、[5] 極めて豐富な桑があつてのことであるから、一般のそれはやや遲いとみた方がよい。時代は違うが、元代乃至金初に北方で流行したと思われる韓氏直說に、植蠶の利をのべたあと、晩蠶の害をのべ、

世人は唯だ桑多の利を爲すを知り、趨早の大利を爲すを知らず。蠶連を壓覆し、以つて桑葉の盛を待つ。（農桑輯要卷四養蠶「晩蠶の害」所引）

といつている。完備した蠶室もなく、また新芽をつんで養蠶する程多量な桑はもつていなかつた一般農民は、やはり植蠶の飼育を好まなかつたのであろう。魏の嵇康の「養生論を難ずるものに答う」に、「火蠶は十八日、寒蠶は三十日」（嵇中散集卷四）とある。火蠶に比し寒蠶は倍近くかかつている故、一般の掃立ては穀雨より遲く、上簇も四月より大分おくれ、恐らく五月頃ではなかつたか。しかし何れにせよ寒冷で時期的に遲い方の華北でも、五月には收繭できたのであるから、禮記のように收繭後直ちに徵稅すれば、六月には絹稅がとれた筈である。すると、何故に庸調

を殊更に九月までまつ必要があつたのか疑問となるが、實は庸調には、從來より夏蠶が課税の對象に入れられていたことに、注意しなければならない。

すなわち、魏書卷七上孝文帝紀に

（延興五年八月甲申）（475）、長安の二蠶多く死するを以つて、民の歳賦の半ばを免ず。

とある。夏蠶のことは原蠶として周禮にもみえ（夏官司馬の條）、既に古くから知られていた。しかし宋の蘇頌も「北人は複養に甚えず、」（重修政和經史證類備用本草卷二十一蟲魚部中品「原蠶蛾」所引、本草圖經）といつているように、華北では殆んど飼育されず、古くはその周禮にも「原蠶を禁ず、」とあり、淮南子卷下泰族訓にも、

蝟蠶は一歳再收す。利ならざるに非ざる也。然り而うして王法これを禁ずるは、其の桑を殘うため也。

とあり、後世でも例えば宋の陳旉は「切に育うべからず、」（農書卷下「蠶種を收めるの法篇」第二）といい、農家者流は嚴に反對している。ではなぜ租庸調制時代に限り、夏蠶飼育が一般的なことと見做され、課税の對象にまでなつていたのであろうか。

淮南子に、原蠶を禁じるのは桑を損なうからだとある。しかるに均田法によれば、丁ごとに永業田が給され、それに植桑の義務が課せられ、それ故當時は甚だ桑が豐富であつた。すなわち北魏では丁男一人に桑田二十畝を給し、桑五十樹・棗五株・榆三根を植えさせ、[6] 北齊・北周・隋とも同じ規定を繼承し、唐もまた永業田二十畝を給して植桑を義務づけた。文獻通考卷二田賦考二「歴代田賦の制」に「（武德七年）始めて均田賦役を定む。……永業の田は樹えるに榆桑棗及び宜しき所の木を以つてす。」とあり、開元令の疏註と見做される故唐律疏議卷十三「里正は田を授け農桑を課す」條の疏議に、[7]

田令に依るに、戸内永業田は、桑五十根以上、榆棗各十根以上を植えることを課す。土地宜しからざる者は、任じて鄉法に依らしむ。

とある。ただし通典卷二食貨二田制下にある開元二十五年令に、毎畝五十根以上植えるとあり、從つて一丁あたり千本以上あつたことになるのは（同じく通典所引の二十五年田令によれば、戸主には更に二十畝の永業田を給すとあるから、戸主の丁男は二千本以上植えさせられたことになる）、餘りに多すぎる。というのは、第一に、當時の桑はみな立通し乃至高刈り仕立てであつたからである。要術に

は採桑法につき、

春採る者は、必ず長梯高机を須うべし。數人一樹、條を還し枝を復す。務めて淨し盡さしむ。旦暮を欲して熱時を避くるを要す。【原註：梯長からざれば高枝折れ、人多からざれば上下勞し、條還さざれば枝仍つて曲り、採淨ならざれば鳩脚多く、旦暮の採は潤澤ならしめ、熱を避けざれば條葉乾く】（同卷五「桑柘を種く」第四十五）

とみえ、長梯高机を用いよとある。事實、蜀志卷七龐統傳に、統が弱冠のころ潁川（河南省禹縣）の人司馬徽なる者を尋ねたとき、徽は樹上で桑をつんでおり、統を樹下に坐らせ、ともに語つて晝より夜に及んだという話がある。後世でも採桑には高梯を用い、また鈎なるものを使うのが一般であつた。唐の常建の樂府「春詞」に

翳翳たる陌上桑、南枝は北堂に交る。美人金梯出し、素手自ら筐を提ぎさぐ。（常建詩集卷一）

とか、また王建の詩「採桑」に

鳥鳴く桑葉の間、綠條復た柔柔。攀びて看れば手近を去り、散作（一に下に作る）長長の鈎。（王建詩集卷一）

などとみえる。立木だては、採桑が厄介であり、手入れも甚だ面倒である。恐らくこのような桑樹を、一人で千本二千本も維持することは、殆んど不可能であつたであろうし、またその必要もなかつたのではあるまいか。第二に、永業田は、實際には一般穀作につかわれており、かりに每畝桑五十・楡棗二十の立木をおくと、これがいちぢるしい障害となるからである。當時永業田が穀作一般にあてられていたことは、同じく通典所引の開元二十五年の田令に、「先に永業ある者は、通じて口分の數に充つ。」とあり、或る事情で永業田が規定以上になつた場合、これを口分田に通算するという取扱いをみてもわかろう。鈴木俊氏は、敦煌出土の唐代の戶籍を研究され、當時の戶籍は、實際の所有地たる既受田を規定の範圍内でまず永業田とし、同時に既受田のうち居住園宅地、買田等があればそれを揭げ、それ以外になお所有する田地があればそれを口分田としたものといわれる。[8] もししからば受田が甚だ不足していた當時、永業田を桑畑專用にしておくわけにはいかなかつたであろう。第三に、桑樹千本といえば、相當の富豪だつたからである。三國蜀の諸葛亮は、出師の表で「成都に桑八百株、薄田十五頃あり、子弟の衣食は自ら餘饒あり。」（蜀志卷五諸葛亮傳）といつており、また唐代安康（陝西省漢陰縣）の豪族李襲譽は、その子孫に「吾京城に近く賜田十頃

あり。これを耕して以つて食に充つべし。河内に賜桑千樹あり。これを蠶して以つて衣に充つべし。」（舊唐書卷五十九李襲譽傳）といつており、十頃十五頃の土地所有者ですら、桑樹は八百本千本に過ぎなかつた。晉書卷百二十五馮跋載記をみると、北燕の創始者跋の勅に、「百姓に令して、人ごとに桑一百根柘二十根を殖えしむべし。」とあり、梁書卷五十三沈瑀傳には永泰中（498）建德令沈瑀は、民に教え、毎丁桑十五株、柿梨栗四株、女丁にはこれの半ばを植えさせたとあり、唐代大曆中（766—79）には「毎丁毎年桑三十樹を種す。其の寄住寄莊官蔭官家は、一頃の地ごとに一丁の例に準ず。」（唐大詔令集卷百十一「天下に勸めて桑棗を種えしめるの制」）と制し、元和七年（812）四月戊子朔癸巳には、天下の州府に勅し、毎田一畝に桑二樹を植えさせている（舊唐書卷十五憲宗紀下）。これらによると一丁五十本もあれば、充分であつたのでないか。しかし何れにせよ均田法では、相當量の桑を植えさせられていたわけで、たとえそれが全部で五十樹にしても、高刈り乃至立通しであれば、夏蠶を飼育しても桑の不足をきたさない。しかも周知の如く、當時均田制下にあつては、租稅は物納であり、通貨は布帛を用いていた。だから養蠶麻作は直ちに通貨の生產を意味し、從つて均田農民は、相當無理しても夏蠶を飼育しようとしたことは、容易に察せられる。南朝梁の陶隱居の神皇本草經に「原蠶は是れ重養の者、俗呼んで魏蠶となす。」（備用本草卷二十一「原蠶蛾」所引）とあるが、宋の羅願は魏蠶の意味につき、

古は魏地狹隘、其の君民は儉嗇趨利の譏りあり。……豈原魏は亦魏の俗か。（爾雅翼卷二十四釋蟲一蠶）

といつている。當時華北における夏蠶の飼育が、必ずしも技術の高度化からきたものでなく、商品生產の未發達によるものであることを、よく示している。

華北における夏蠶の收繭がいつ頃であつたか一概にはいきれない。北周の人庾信の詩「歸田」に

苦李人の摘むなく、秋瓜錢に直らず。社雞新に伏さんと欲し、原蠶始めて更眠。（庾子山集卷四）

とある。四民月令によれば、「大暑（陽曆七月二十三・四日頃）後六日、瓜を藏すべし。」（要術卷九「菹に作し生菜を藏する法」第八十八所引）とか、「六七月の交に至り、分ちて以つて瓜を藏す。」（同卷八「醬を作る法」第七十所引）とかあつて、瓜の最盛期は六月末七月の交と見做され

る故、夏蠶の收繭は七月末頃であつたであろう。後述の如く、江南では六月頃であつた。華北ではそれより約一カ月遲いとみて、大過ない。されば、夏蠶を稅の對象に入れる限り、やはり絹稅は九月にしなければならなかつたであろう。

では麻はどうか。要術卷二「種麻」第八には

凡そ麻を種くに、……夏至前十日を上時と爲し、至日を中時と爲し、至後十日を下時となす。【原註：麥黃にして麻を種き、麻黃にして麥を種けば亦良候也。……又諺に曰く「五月澤に及べば、父子も相借せず。」と。澤に及べば急なるを言い、說は辭に非ざる也。夏至の後は、唯に淺短なるのみに匪ず、皮亦輕薄。此れ亦時に趨き失すべからざる也。父子の間も尙相假借せず、況や他人おや。】

とある。この麻は一年生草であること、また要術が同所で「牡麻」といい雌雄異株であることを示しているのからみて、大麻であることは疑いない。大麻は火麻ともいい、雄木を枲、雌木を苴と呼ぶ。氾勝之の書では「夏至後二十日、枲を溫す。」（要術同所所引）とあり、陳旉の農書には「正月麻枲を種し、旬を間して一糞、五六月に刈るべし。」（同卷上「六種の宜篇」第五）とあるが四民月令には「夏至先後各五日、牡麻を種すべし。」（要術卷二「種麻」所引）とあるから、當時華北では、夏の降雨期を待つて播種し、種麥すなわち陰曆八月頃刈入れていたと見做される。[9]

麻にはこのほか苧麻がある。ただ要術卷二「麻子を種く」第九に「苧麻（一本苧に作る）」とあるのは、雌雄異株、一年生草であるのからみて大麻であり、これによると北朝時華北では苧麻を知らなかつたようであるが、三國吳の陸璣の毛詩草木鳥獸蟲魚疏の「以つて紵を溫すべし」[10]の疏に

紵は亦麻也。科生數十莖。宿根地中に在り。春に至れば自生し、歲種せざる也。荆揚の間、一歲三收す。

とあり、また唐六典卷三戶部郎中員外郎の條にある江南の賦が殆んど苧であるのからみて、江南では專ら「からむし」を栽培していたと見做される。そしてその一歲三收とは、農桑輯要卷二播種「苧麻」に「大約五月初め一鎌、六月半ば一鎌、八月半ば一鎌。唯だ中間の一鎌、長く疾く麻亦最も好し。」とある如くである。苧麻もまた二收三收を考えれば、課稅は九月が妥當ということになろう。ともあれ、かく庸調においても、同じ衣料品に對する稅であるとはいえ、絹と布と一緒に取扱つているのは、注意すべきこ

とではないか。

要するに租庸調制において、租を十二月末納了としたのは、粟を本色とし、稻麥を折色とし、粟の收穫を基準としたからであり、庸調を九月末までとしたのは、絹においては夏蠶の收繭を考慮し、かつ麻もまた九月にならなければとれなかつたからである。租が粟を本色としたのは、唐の租法が北朝のそれをうけ、粟を主穀とした華北の農業に卽したものであり、庸調が夏蠶まで課稅の對象としたのは、均田法による豐富な桑樹の保證と、かつ均田制下の商品生産の未發達に刺戟された夏蠶飼育の流行に卽したものである。されば租庸調體系は、當時の農業の經營の實態特に華北におけるそれを基礎にたてられたものに他ならない、といわなければなるまい。

二　南朝の夏調・秋租調

租庸調制が當時の農業の經營型態に卽してたてられていた制度であるとすると、中唐ごろこのような型の農業經營の基礎に、根本的な變化がない限り、租庸調體系から直接に兩稅體系が生まれる原因を導きだすことは困難である。勿論その理由として、後述する如き中唐以降の麥作の發達、また均田制の崩壞による桑樹の激減と錢貨流通の普及による布帛の貨幣價値の下落に基づく夏蠶飼育の衰退等々があげられる。が我々は、いま一つ、南北朝時代、華北で均田制を基礎とした租庸調制が行われていたとき、それとは全く別な租稅體系があつたことに注目しなければなるまい。すなわち、北朝に相對する南朝の租稅體系がそれである。

そこでまず、南朝の租についてみる。租の納稅期は、南朝四代を通じ、大體十一月以降であつたとみられる。宋書卷六孝武帝紀に

（大明七年）（463）十一月丙子、「……巡幸經る所、詳らかに今歲の田租を減ず。」

とあり、陳書卷五宣帝紀に

（太建十二年）（580）十一月己丑詔に曰く、「……其の丹陽・吳興・晉陵・建興・義興・東海・信義・陳留・江陵等十郡は、並びに謝署し、卽年の田租祿秩は、並びに各々半ばを原す。」

とある。ただ東晉以來江南水稻作地帶にあつては、租の本色が米であつたのは當然である。咸和五年（330）、はじめて度田し、十一稅を徵したときでも、「畝を率して米三升を稅す。」（晉書卷二十六食貨志）とあり、太元二年（376）

七月乙巳、度田收租の制を除いたときでも、「公王以下口ごとに米三斛を稅す。」（同卷九孝武帝紀）とあり、梁武帝の改革でも「租米五石、祿米二石」（隋書卷二十四食貨志）とある。[11] 東晉・南朝の初期は、未だ北方的作物たる麥は餘り栽培されず、租法にもこれに對する特別な規定がなかつたようである。南齊書卷六明帝紀に

（建武二年三月）（495）丙寅、青州の麥租を停む。

とある。この租麥が何月徵稅であつたか明らかでないが、南齊でも麥を田租とし、米の折色として扱われていたことは、疑いない。

ところが、やがて問題となるのは、その麥である。三國分裂以後、華北が異民族の侵入をうけると、北人が續々と南下し、彼等は華北の麥作技術を江南に傳え、江南に麥作が普及し、またかかる趨勢に應じ南朝政府は夏期食料對策として極力麥作を奬勵した。すなわち劉宋元嘉二十一年（444）七月乙巳、文帝は南徐・兗・豫及び楊州・浙江西の屬郡に詔して種麥を督し、彭城・下邳郡から麥種を運び、刺史に委せて貸給させ（宋書卷五文帝紀）、また孝武帝はこの政策をつぎ、大明七年（463）九月乙卯、詔して東境の郡に種麥を命じ（同卷六孝武帝紀）、陳文帝もこれを繼承し、極力麥作に意を用いた（陳書卷三文帝紀、天嘉元年（560）八月壬午の詔）。劉宋のとき周朗が「田は膠水に非ざれば、皆麥菽を播かん。」（宋書卷八十二周朗傳）といつているのや、南齊建武四年（497）、徐孝嗣が上疏し、徐・兗・司・豫及び荆・雍に命じ、麥を種えさせんと請うているのをみると（南齊書卷四十四徐孝嗣傳）、南朝の識者は、江南開發の手段として、從來の水稻單一農業に對し、この麥作を推奬していたことがわかる。そしてその政策が非常に成功したであろうことは、例えば南齊時、齊郡（江蘇省六合縣東）太守劉懷慰が、民の禮謁を受けずして麥飯を食つていた話や（南齊書卷五十三劉懷慰傳）、梁代には義興（江蘇省義興縣）太守任昉が非常に質素で、妻子が常に麥を食べていた話や（梁書卷十四任昉傳）、また例えば、鴻臚卿裴子野が、深く釋氏を信じ、その教戒を守り、終身麥を飯し蔬を食していた話（同卷三十裴子野傳）などによつてうかがえる。疑いもなく、かかる麥作の普及に對してとられた措置であろう。陳書卷五宣帝紀に

（太建九年）（577）夏五月景子詔に曰く、「……六年七年の逋

租田米粟、夏調の綿絹絲布麥等、……皆悉くこれを原す。」

とあり、前に麥租と呼んでいた麥税を夏調と呼んでるように、遂に麥を租の米粟から分け、その收穫期に合せ、調として夏に徵するようになつたのである。この夏調の名は、太建三年三月丁丑の赦文に、「天康元年（566）より太建元年に訖ぶ逋餘の軍糧祿秩、夏調の未だ入らざる者は、悉くこれを原す。」（同）とあるのを初見とする。かく田租として米の折色に扱われていた麥を、別に調として夏に徵したのは、陳朝政府が麥作を奬勵すると共に、麥税徵收に特に力を入れていたことを示し、甚だ注目すべきことである。

つぎに調についてみる。調の徵税期も、南齊書卷七東昏侯紀に

（永元元年）（499）八月乙巳、「京邑の水に遇い資財漂蕩する者の今年の調税を蠲す。」

などとあるから、はじめは大體八月以降であつたとみられる。ただ晉武帝の戶調式では絹・綿二つで、何れも絹製品であつたが、江左では麻製品を本色とした。南朝では調を總稱して布という。例えば

（元嘉元年秋八月）（424）己酉、「荆湘二州の今年の税布の半ばを減ず。」（宋書卷五文帝紀）

の如くである。[12] このことは宋書卷六孝武帝紀に

（大明五年十二月）（461）甲戌制す。「天下の民戶は歲に布四疋を輸すべし。」

とあることによつても認められよう。江南は麻作地帶であり、ここの麻は古くから越布・白越として知られ、むしろ漢代では中央で貴重がられていた。例えば後漢書卷八十一陸續傳に、續の祖父尚書令閎は容姿がよく、好んで越布の單衣を着ていたが、光武帝はみてこれをよみし、これより常に會稽郡に勅して越布を獻ぜしめたという話がある。華北では絹織物を主とし、[13] それ故に晉武帝の戶調式でも絹類を本色としたのであるが、江南では麻織物が主であつた故、調は布を本色としたのである。

さて、かく江南の布は華北養蠶地帶では珍重されていたが、これに對し江南では、麻作を主とした故、絹を珍重したのは當然であろう。吳のとき華覈は、建業の風俗の奢侈を記し、その中で次の如くいつている。

百工は無用の器を作り、婦人は綺靡の飾を爲す。麻枲に勤めず、並びに文を黼黻に繡す。轉た相倣效し、獨り有る無きを恥ず。兵民の家、猶お復た俗を逐い、内に擔石の儲無くして出ずるに綾綺の服有り。富賈商販の家に至れば、重ねるに金銀を以

つてし、奢恣尤も甚だし。（呉志巻二十華覈傳）

と。もとより江南でも地方により相當絹が生産されたが、絹の需要が本格的に高まつてきたのは、晉の東遷以後とみるべきであろう。すなわち五胡の侵入により北人貴族が續々と南下し、これが時局の落着きとともに江左に奢侈の風をおこし、絹の需要は一そうはげしくなつた。宋書巻五十六孔琳之傳に、東晉末諸府諸軍が奢侈に流れ、防衛・送迎の兵にあらそつて袍襖を用いたため、絲絹の需要が急増し、それを和市するため絹價が暴騰したとある。また同書巻八十二沈懐文傳には

（大明中）入りて侍中となる。……懐文又以つて言をなす。「齊庫の上絹年に調すること鉅萬匹。絹亦此に稱う。期限嚴峻、民間絹を買うに一匹二三千に至り、絹一兩亦三四百。貧者は妻兒を賣り、甚だしき者は或は自ら縊死す。」と。懐文具さに民の困を陳べ、是に由りて綿絹薄や減ずるところあり。

とある。南朝において貴族的生活が向上すればする程、絹の需要は高まつて行つた。

このような情勢に對し、南朝政府は旁觀していたわけでない。特に宋の文帝は三次にわたる詔勅を出し、蠶麻を奬勵し、その政策は南朝歴代を通じて繼承され、また相當の成果をあげて行つたのであるが、このことは既に岡崎文夫博士が指摘されたところであつて、これにつき博士は次の如くいつておられる。「宋の文帝は極力桑麻の栽培を奬勵し、且宋の良吏沈瑀は最明瞭に家毎に十五株の桑を植ゆることを强制して居る。而して子良の上奏によつて考ふるに、東晉より劉宋を經て南齊に至り、絹の價格次第に下落し、約十分の一に至つたと云ふ。これ或は絹の生産の次第に增加した爲めではあるまい乎。[14]」と。

南齊高帝建元二年（480）六月癸未の詔に

昔歳水旱あり。丹陽・二呉・義興四郡の遭水尤劇の縣の元年以前の三調未だ充たざるものを曲赦す。（南齊書巻二高帝紀下）

とある。この三調とは、隋書の食貨志にみえる梁武帝時の稅制に「丁男の調は、布絹各二丈、絲三兩、綿八兩」とある如く、從來布又は絹と綿との二調であつたものに、新たに調絲を加えたものである。[15] この三調の名は、さきの建元二年の詔を初見とし、以後齊・梁・陳の史書にしばしばみられるが、この場合特に三調といつているのは、從來調のことを麻布で代表し布といつているのに對し、絹綿絲等絹製品での徵收に重點を置いていたからに他ならない。この

處置こそ、南朝において蠶桑が相當に發達してきたこと、また南朝政府が特に絹税徴收に力を入れていたことを示す。この三調の徴收期は、南齊書卷三武帝紀に、

（永明十一年）五月戊辰詔に曰く、「水旱災を成し穀稼傷弊す。凡て三調・衆逋は同じく秋登に至りて申すべし。」

とあるから、秋穀の收穫前であつたことはたしかであるが、梁書卷三武帝紀下に

（大同四年）（538）八月甲辰詔す。「南兗・北徐・西徐・東徐・青・冀・南北青・武・仁・潼・睢等十二州、……今年の三調を收むること勿れ。」

とあるから、はじめはやはり八月以降であり、從來の調と同じであつたと見做される。しかしそれが遂に陳になるとさきにあげた宣帝太建九年五月景子の詔に、「夏調の綿絹絲布麥」とあるように、從來の調とは別に、特に夏調として麥とともに徴收するようになつたのである。

いま、江南における養蠶麻作事情についてみると、次の如くである。すなわち江南の蠶といえば、直ちに左思「吳都の賦」に所謂「八蠶の絲」を思い出すであろうが、要術卷五「桑柘を種く」所引の永嘉記によれば、八蠶とは

蚖珍蠶【原註：三月績】柘蠶【原註：四月初め績】蚖蠶【原註：四月初め績】愛珍【原註：五月績】愛蠶【原註：六月末績】寒珍【原註：七月末績】四出蠶【原註：九月初め績】寒蠶【原註：十月績】

とあり、「凡て蠶の再熟する者は、前輩を皆珍といい、これを少しく養つて蠶種とする。」とあるから、蚖蠶が春蠶、愛蠶が夏蠶にあたり、春蠶は四月績、夏蠶は六月末績であつたことになる。もとよりこの八蠶が江南一般のものではないが、隋書卷三十一地理志下揚州の條に、「一年蠶四五熟」とか、宋の蘇頌の本草圖經に

原蠶蛾、本經出る所の州土を載せず。今東南州郡多く此の蠶を養う處、皆これ有り。此れは是れ重養の者。俗呼んで晩蠶となす。（備用本草卷二十一「原蠶蛾」所引）

などとあるから、江南では相當に夏蠶を飼育していたと解せる。そしてその春蠶の上簇が大體華北より一カ月早い四月であつたことは、例えば唐の元稹が江陵で作つた「競舟」の一節に

年年四五月、蠶實り麥小秋。（元氏長慶集卷三）

とあるのや、李白の荆州歌に、

白帝城邊風波を足す。瞿塘五月誰か敢て過ぐ。荆州麥熟繭蛾と成る。（李太白全集卷四）

とあるのや、李羣玉の「洞庭より澧江に入り、巴丘の故人に寄す」の一節に

四月桑半ば枝し、吳蠶初めて絲を弄ぶ。（李羣玉詩集卷上）

とあるので證せられる。ただ夏蠶は、六月末よりやや早かつたのでないか。同じく唐の皮日休の「吳中苦雨す。因りて一百韻を書し魯望に寄す」の一節に

破碎す舊鶴の籠、狼藉たり晩蠶の簇。（全唐詩九函九冊所收）

とある。苦雨中に云々という晩蠶は、夏蠶が五月梅雨中乃至梅雨あけに行われていたことをにおわせる。寶常の「北固晩眺」の一節に

水國（一本園に作る）芒種の後、梅天風雨涼し。露蠶（一本螢に作る）晩簇を開き、江燕（一本鷰に作る）危檣を繞る。（寶氏聯珠集）

とある。露蠶は舍蠶に對する放ち飼いであるが、一種の夏蠶とみてよい。芒種は陽曆六月六・七日頃である。後世のものであるが、清の汪日楨の湖蠶述卷四「二蠶」の條に

二蠶は芒種の時に始めて生じ、十八日にして卽ち蠶を成す。

とある。これによれば夏蠶の上簇は夏至頃になる。同じく湖蠶述卷一「總論」に

頭蠶始めて生じてより二蠶絲を成すに至る、首尾六十餘日。

とある。江南での春蠶の掃立てが華北より約一カ月早いとすれば、五月中には夏蠶をおえることになる。恐らく南朝時でも一般には、永嘉記の八蠶よりやや早く六月中には夏蠶を收繭していたのであるまいか。しかし何れにせよ江南においては、夏蠶收繭の結果を考慮しても、六月には絹稅が徵せたわけである。なお、麻についていえば、さきにみた如く江南で多く栽培される苧麻の場合、一番刈りなら六月にも徵せるが、二番が本番故、麻稅は一部六月に徵しても、本格的にはやはり八月以降ということになろう。

南朝陳の夏調が、はたして何月に徵されたものか明らかでないが、特に夏調なる名をつけているのをみると、從來の八月以降に徵されていた調よりも早く、八月以前であつたことは疑いない。もししからばこの夏調に對し、從來の調が秋調ということになろう。そしてそれが何を對象としたかといえば、當然麻布を主としたとみて差支えあるまい。かく陳が、特に絹稅と麥稅との徵收を早めたのは、さきにみた如く南朝時江南に麥作養蠶が發展したからであるが、未だ他に收穫物がないとき、出稅を强要し、それにより必然麥作か養蠶をせざるを得ないようにしむけた一種の

強制であつて、これこそ南朝歴代がとつてきた一連の麥作養蠶奬勵策に相應ずるものに他ならない。周禮の地官司徒載師の條にみる「里布の制」とは、桑を植えない者には、その罰として絹税を課したものである。かかる課税が逆に農桑強制になることは疑いなく、南朝の夏調こそ、この原理を發展させたものといえよう。かくてこれより陳の税制は、夏調の麥蠶（及び布麻の一部）・秋調の麻（及び蠶の一部）・秋租の稻粟というたてかたになつたのである。

三　夏税・秋税と麥蠶・稻粟麻

安史の亂の戰禍により、租庸調制は崩壞した。急迫した軍費調達のため、徵税は休むことなく、百姓は「旬に輸し、月に送り、休息すること有る無き」有様であつた。そこで大曆末、動亂が一應おさまると、楊炎の獻策に基づき、その混亂を整理すべく一年二期に徵税期を分け、兩税法をつくつたのである。

ではなぜ兩税法において、夏税を六月、秋税を十一月としたのであろうか。今日一般には、中唐、華北で麥作が普及し、麥と粟との二年三毛作が行われるようになり、そのため從來の粟一本建ての租法が不合理となつたので、麥・粟兩方に課税する二本建てとしたのであるとし、それは永泰元年（765）、第五琦が京兆府の麥に課した什一税に基づく京兆府の「夏税・秋税」から發展したもの、と解されている。[16]

成程、中唐以降華北で麥作が非常に普及したことは事實であり、これが夏税設置の重要な原因であつたことは疑いない。だが、たとえ當時粟と麥との二年三毛作が行われるようになつていたとしても、兩税法の六月・十一月徵税が、その二年三毛作の成立に對してとられた措置とは、必ずしもいえないのであるまいか。何故ならば、二年三毛作とは、早播き粟→麥→遲播き粟（又は豆類）→冬期休閑を繰返えす農業經營であつて、この場合、第二年度は麥が五月、遲播き粟乃至豆類が十月收穫となるにしても、一番主になる第一年度の早播き粟は、八月收穫であり、兩税ではこれに對する徵税期が全く考慮されていないからである。勿論兩税法にいう六月・十一月徵税は、あくまで原則であり、各地方の徵税期は、黜陟使・觀察使・刺史等の採量にまかされていたが、二年三毛作は、實際にはさきの型よりより複

雑な多角經營であつて、それを基とすると、むしろ違つた徴税期となすべきであり、從つて兩税の六月・十一月徴税は、他の異つた理由できめられたとみるべきでないか。しかも兩税の夏税・秋税は、單に粟稻麥等穀物收入に對する税であるばかりでなく、蠶麻收入をも主要な課税の對象としていた。元和十五年閏正月、久しく世襲自立していた平盧・淮西を回收し、淄青・兗海・鄆曹等三道及び蔡・申・光等諸州に兩税を課し、税額審定のため度支郎中趙佶等を遣わそうとしたとき、これに反對した判度支崔俊の上奏に、

伏して以えらく、道路遙遠なり。旨條に准じて夏税は六月一日起徴せん。若し使の廻りて奏を覆するを待たば、即ち蠶桑已に過ぎ、徴税時を失う。制使或は臨むも又頗る勞擾ならん。（冊府元龜卷四百八十八邦計部、賦税）

とある。これによつても、兩税の夏税が蠶桑收入に對する税を含んでいたことは、明らかであろう。

大體、租庸調制における穀物税と布帛税との比率はつぎの如くである。[17] すなわち唐令の規定では正丁の役は二十日、もし必要があつて留役する場合、十五日に滿ちれば調を免じ、更に十五日に及べばそのうえに租を免じる。換言すれば租庸調はこれを力役一本にすると租は十五日、調は十五日、庸が二十日となる。勿論だからといつて、租粟二石に對する調の布半端・麻三斤と庸の布一、五端（一日につき布三尺七寸五分）との和が、一對二、三三强であつたとはいいえない。正役を布で代納すれば、代納者に不利に割安に換算され、これに對し留役による免税は、留役者に有利に割高に換算されるのが普通であるから、その比はもつと縮まるであろう。しかし同じ留役十五日分の免租・免調にしても、はじめの留役十五日に對する免調率よりも、十五日以上三十日に及ぶ留役の免租率の方がより割高に計算されるべきであるから、租と庸調との比は、おおよそ一對二とみて大過なかろう。もししからば、租庸調制から兩税法への變革の原因が、從前の租税の三分の一にしか當らぬ穀物税だけにあつて、三分の二を占める布帛税が全く無關係だつたとは、まず考えられないのであるまいか。

そこでこのような疑いをもつて布帛税の行方をみてゆくと、我々は安史の亂後における國庫の布帛收入のバランスにあらわれた重大な變化に氣付く。すなわち唐六典によれば、租庸調制時代（大體開元二十五・六年頃）[18]、各州の調の種別は、次表の如くであり（同卷三戶部郎中員外郎の條）、

道名	州名	州數	天寶元年口數	備考
關內	京・兆・華・同・岐・邠・隴・涇・寧・坊・鄜・丹・延・慶・鹽・原・會・靈・夏・豐・勝・綏・銀	二二	四、六五四、七六六（含京畿）	
河南	河南・陝・汝・鄭・汴・蔡・許・豫・潁・陳・亳・宋・曹・滑・濮・鄆・濟・齊・淄・徐・兗・泗・沂・青・萊・登・密・海	二八	一一、二七八、六九五（含都畿）	
河東	太原・潞・澤・晉・絳・蒲・虢・汾・慈・隰・石・沁・儀・嵐・忻・代・朔・蔚・雲	一九	三、七二三、二一七	
河北	懷・衛・相・洺・邢・趙・恒・定・易・幽・莫・瀛・深・冀・貝・魏・博・德・滄・棣・嬀・檀・營・平・安・東	二五	一〇、二三〇、九七三	
山南	荆・襄・鄧・商・復・郢・隨・唐・峽・歸・均・房・金・夔・萬・忠（以上東道） 梁・洋・集・通・開・壁・巴・蓬・渠・涪・渝・合・鳳・興・利・閬・果（以上西道）	一六 一七	二、五一五、三九一	
隴右	秦・渭・成・武・洮・岷・疊・宕・河・蘭・臨・鄯・涼・甘・肅・瓜・沙・伊西・北庭・安西（以上隴右）（以上河西）	二〇	五三六、三六二	
淮南	楊・楚・和・滁・濠・廬・舒・蘄・黃・沔・安・申・光	一四	二、二七五、三八〇	
江南	（略）全州麻布	五一	一〇、四五九、七二八（含黔中）	
劍南	益・蜀・彭・漢・綿・劍・梓・遂・普・資・簡・陵・邛・眉・雅・嘉・榮・瀘・戎・黎・茂・龍・扶・文・當・松・靜・柘・翼・悉・維・褒・姚	三三	四、〇九三、五九三	
嶺南	（略）全州麻布	七〇	一、〇五一、九二六	新舊唐書ノ地理志ニヨル、但シ通典州郡典所載ノ天寶十四載ノ口數ハコレヨリヤヤ多イ

備考：ハ絹類ノ州 綿・絲・絁ヲ含ム
ハ布類ノ州 麻・紵麻・火麻・落麻・葛布・蕉布ヲ含ム
ハ絹類ト布類混合ノ州
但、京兆・華・同・岐ハ開元二十五年以降ハ粟デ折納シタ

河北・河南二道が絹類、淮南・劍南二道が絹類又は布類、他はすべて布類であつた。[19] 庸が何であつたかは明らかでないが、元來庸調に何をもつてするかは、その地方の產物如何によつて決定されるのが原則であるから、調と同じであつたとみて誤りあるまい。また通典の卷六食貨六賦稅下に、杜佑が天寶中（十四載頃）の國庫收入の內譯けを概算したものをのせているが、彼はその中で全課丁八百二十餘萬中、庸調を絹類で納める者が三百七十餘萬丁、その絹は約七百四十餘萬疋（每丁二疋）、その綿は百八十五萬餘屯（每丁三兩、六兩が一屯）、庸調を布で納める者が四百五十餘萬丁、そのうち租を布で納める江南の課丁が約百九十餘萬丁、租を粟で納める江北の課丁が二百六十餘萬丁、その庸調の布は約千三十五萬餘端（每丁二端一丈五尺、十丁で二十三端）、としている。いま新・舊唐書の地理志にある天寶元年の戶口統計によつて計算すれば（十四載頃はこれよりやや多い）、絹鄉たる河北・河南二道の口數が二千四百萬餘であるのに對し、江北の布鄉たる關內・河東・山南・隴右四道は千四十餘萬、絹又は布を出す淮南・劍南二道は六百三十餘萬である。すると絹類を出す課丁三百七十餘萬（すべて江北）に對する江北の布を出す課丁二百六十餘萬（ただしこの中には、租を粟で出す嶺南の課丁數も含まれているが、その數は口數から考えてさして多くはない）とは、關內等四道だけの課丁でなく、淮南・劍南の課丁を含めたものと解され、これにより杜佑は淮南・劍南を麻鄉として計算していたものと認められる。勿論これは杜佑の計算であり、事實がそのようであつたとは必ずしもいいえないが、彼が同所で「天寶中度支每歲入る所の端屯疋貫石に據る」といつているのによれば、その數は大體事實に近かつたとみて大過あるまい。これによつてみると、安史の亂前、國庫の庸調收入は、絹綿が約九百二十餘萬疋屯、布が千三十五萬餘端、そしてそのうち絹綿を出していたのは殆んど河北・河南二道であり、他はすべて布であつた。[20]

しかるに安史の亂後、かかる割合による稅收の基礎に、重大な變化があらわれた。安史の亂で、その震源地たる河北・河東及び首都圈關輔は、最もはげしい戰禍をうけ、租庸調收入は杜絕えた。大亂鎭定ののちも、安史の降將は、幽州・恒冀・魏博の舊地により、所謂「河朔三鎭」として世襲自立し、しかも平盧・山南東道兩節度使はこれと氣脈

を通じて叛亂し、舊唐書卷十二德宗紀上によれば、大曆中、平盧の淄・青・齊・海・登・萊・沂・密・德・棣・曹・濮・兗・鄆・(徐)十五州、成德の恒・定・易・趙・深・冀・滄七州、魏博の魏・博・相・衞・洺・貝・澶七州、山南東道の襄・鄧・均・房・復・郢六州の地は、朝命に服しなかつたという。かかる形勢は、のちも好轉することなく、李吉甫の元和國計簿によれば、憲宗元和時、天下の方鎭凡て四十八道、管州府二百九十五中、鳳翔・鄜坊・邠寧・振武・涇原・銀夏・靈鹽・河東・易定・魏博・鎭冀・范陽・滄景・淮西・淄青等十五道七十一州は、戶口を報ぜず、賦稅を納めなかつたという(舊唐書卷十四憲宗紀上)。この十五道七十一州中、開元以後新設された麟(振武の屬州)・宥(銀夏の屬州)・澶(魏博の屬州)・景(滄景の屬州)・薊・涿(范陽の屬州)は別として、さきの六典の各州からこれに×印を付して消すと、前表の如くである。これによれば、亂前桑土とされていた大半の州が、亂後一時に失われているのに、一見して氣付かれるのであるまいか。

されば亂後、華北の養蠶地帶を失つた唐が、絹不足になやまされたのは當然であろう。ここに唐は、その必要とする絹を江淮・劒南特に江淮から求めざるを得なかつた。大亂勃發と共に從來布稅を主としたと思われる淮南に對し、新しい絹稅が課せられた。至德二載(757)七月十二日の「鄭叔淸を遣わし、江淮に往きて宣慰せしめるの勅」に

軍用匱乏し、常賦充つ莫し。畝を荆吳に稅し、練を淮海に校る所以は、權に從い弊を救うなり。(文苑英華卷四百六十一)

とある。また亂後、政府の窮乏に對し、地方の軍閥・官憲から中央への寄進が續けられたが、次表の例をみても、淮南・江南から盛んに絹が送られているのに注目されよう。このことは、亂後政府が絹を江淮に求めざるを得なくなかつたことと共に、それに應じ、中唐以降江南において養蠶が非常な勢いで發達していたことを示す。唐は亂後の財政を江南に求めざるを得なかつたが、特に絹の上供を待つこと切であつた。ここに政府は、これを江南から得るため、江南の養蠶事情を考え、その徵稅期を繰上げ、より積極的な政策をとらなければならなかつたであろう。

一方、從來の絹の供稅地たる華北をみると、大亂鎭定とともに、じょじょに秩序は回復されてはいつたが、均田制は解體し、桑畑はすたれ、貨幣經濟が盛んになり、絹の貨

年月日	寄進者職氏名	品名・數量	出典	備考
建中四年	鎮海節度使韓滉	粟帛	冊府元龜四八五	府虛月ナク、朝廷コレニ賴ル
貞元十年	越州刺史皇甫政	綾穀 千七百疋	唐會要 八五	
〃 十七年	衢州刺史鄭式瞻	絹 五千疋	冊府元龜一六九	
元和十一年	淮南節度使李鄘	絹 三萬疋	〃 四八五	
〃 十二年	〃	絹 三萬疋	〃	
〃 〃 八月己巳	處州刺史苗稷	錢絹 二萬六千疋貫	〃 一六八	
〃 十三年	鹽鐵使程异	絹 十萬疋	〃 五〇一	時ニ鹽鐵使ハ揚州ニ治ス
長慶元年	宣州觀察使元錫	綾絹 一萬疋	〃 四八五	
寶曆元年十二月	淮南節度使兼諸道鹽鐵使王播	綾絹 五十萬疋	〃 五〇一	
〃 二年七月	〃	綾絹 五十萬疋	〃 一六八	
太和元年五月己卯	〃	綾絹 三萬疋	〃 五〇一	
〃 〃 丙戌	〃	綾絹 各二十萬疋	〃	
〃 四年正月丁亥	〃	綾絹 二十萬疋	〃	
〃 〃 四月庚戌	鹽鐵轉運使王涯	綾絹 一萬疋	〃	第九船
〃 〃 癸丑	〃	綾絹 二萬疋	〃	第十船
〃 〃 十月	〃	綾絹羅錦綬 一萬二千八百疋	〃	
〃 〃 十二月戊辰	〃	綾絹 八百疋	〃	
〃 五年二月庚辰	〃	羨餘疋段	〃	
〃 〃 五月	〃	綾絹 二十萬疋	〃 四八五	凡テ十次

幣價値は騰落し、かつてのような一家をあげての養蠶は次第に行われなくなつてしまつた。均田制の崩壞は既に亂前から著しく、しばしば問題となつてきたが、亂後それは、逃戸の續出により完全に廢止された。逃戸の稅が隣人にかけられ、隣人はやむなく逃戸の田宅を賣り、桑樹をきり薪として稅錢にあて、ために桑樹は減少の一歩を辿つた。そのことは、會昌元年（841）正月の制に、逃戸の桑地を破除して稅錢にあてることを禁じ、人に借して佃作させ（唐會要卷八十五逃戸）、大中二年（848）正月、同樣の制が出され（同）、また會昌二年四月の勅で、桑樹を翦伐し、薪にして賣ることを嚴禁しているのによつて（同卷八十六市）、うかがえよう。また貨幣經濟の發達についていえば、その傾向が既に開元・天寶時代から顯著であつたことは周知のところであるが、亂後錢稅が重加されるや、布帛の通貨としての價値が一そう下落したことは、[21] 想像に難くあるまい。蓋しこのような情勢のもと、人々はかつてのような養蠶の熱意を失い、まして勞多く功少い夏蠶の飼育など、やがて行われなくなつてしまつたのは當然であろう。かくてここに、華北においても、絹稅を殊更に九月まで待つ必要がなくなり、むしろ春蠶の收繭に合せ、その徵稅を早めた方がより賢明であると考えられるに至つたのである。

あたかもこのようなとき、華北において麥作が非常な勢いで發展し、既に京兆府では麥稅が新設され、しかも大亂とともに南下した北人により、江南水稻作地帶にも麥作が普及し、更に水田においても華北先進技術の導入により、苗代栽培が一般化し、ここに水稻と麥との一年二毛作が行われるようになつた。[22] そこで政府は、この麥稅徵收を兼ね、京兆府の例にならい、從來租粟の折色として扱つていた麥稅を田租から分け、そして麻布とともに九月に徵していた絹の徵稅期を早め、この麥と絹との稅を一つにして夏稅としたのであるが、かく兩稅法の特色たる夏稅の設置が、一つには亂後の徵絹事情の變化に重要な原因があつたとすれば、庸調の絹稅と兩稅の夏稅とは、その法制上のつながりはともかくとしても、實質上密接な關係があり、庸調こそ、從つて原則的には調こそ兩稅成立の主要なモメントの一つであつたといわなければなるまい。

ただ、私がこのようにいうと、兩稅創制のときの楊炎の上奏に

其の租庸雑徭は悉く省き、而して丁額は廃せず。（唐會要巻八十三租税上）

とあり、彼が両税中に調を含めていなかつた如くみえるのに矛盾するといわれるかもしれない。[23] しかしこの場合、「租庸」とは「税と役」とを意味し、これだけで「租庸調」を指す。このことは、例えば乾元元年（758）、第五琦が鹽法をたてたときの記事に

其の舊業戸泊び浮人の鹽を以つて業となさんと欲する者は、其の雑徭を免じ、鹽鐵使に隷す。私鹽を盗煮するもの、罪差有り。亭戸（舊唐書百二十三第五琦傳、百姓に作る）は租庸より以外は、横賦を得ることなし。（唐會要八十七轉運鹽鐵總敍）

とあり、唐の賦役を「租庸」と「雑徭」としているのによつても、認められよう。事實、楊炎の私案が實施にあたつては、そのときの臣僚の請狀に「其の丁租庸調は、並びに両税に入る。」とあつて、調が両税の主要な基礎となつていたことを、明らかに物語つている。両税の夏税の六月起徴が、麥税とともに、庸調の絹税徴收の圓滑化をねらつたものであつたことは、さきに引いた崔俊の上奏に

伏して以えらく、道路遙遠なり。旨條に准じて夏税は六月一日起徴せん。若し使の廻りて奏を覆するを待たば、即ち蠶桑已に過ぎ、徴税時を失う。制使或は臨むも又頗る勞擾ならん。

とあることによつて、疑いなかろう。

要するに、両税の夏税は、租庸調の諸税中、麥税を租から離し、絹税を庸調から分け、それらを合わせて六月に徴したものであり、從つて十一月の秋税は、主として粟稻麻を對象とした税だつたのである。唐がかく両税法において特に麥の徴税期を早めたのは、一つには、中唐華北で麥作が普及したためであるが、より直接的には、それが江南に發展し、ここに稻と麥との一年二毛作が行われるようになつたからであり、また絹の徴税期を早めたのは、一つには亂後華北で夏蠶の飼育が衰退してしまつたためであるが、より直接的には、動亂により華北の養蠶地帶を失つた唐が、氣候上收繭期の早い江南から、その必要とする絹を調達しなければならなくなつたからであつて、かくみると、さきの租庸調制が、華北農業の經營型態に即してたてられたものであつたのに對し、この両税法は、亂後の唐がその財政の基礎とした江南のそれを主に、つくられたものといわれなければなるまい。[24]

結び

以上考察してきたことに大過がないとすれば、德宗建中元年の兩稅創制は、安史の亂を境に社會經濟が變化したことと共に、經濟の重心が華北から江南へと地域的に移行したことに密接な關係があつたといえると思う。すなわち亂後、唐は華北を失い、その財政を江南で賄わなければならなくなつた。そこで江南の實情により適した稅法として、麥蠶を六月に徵し、稻粟麻を十一月に徵し、同時に華北でも既に租庸調制が不合理となつたところでは、それを改めこれに準じさせたのであるが、實はこのような稅法は、既に南朝陳が行つていたのであつて、そのいみで兩稅法は、陳の夏調・秋租調を發展させたものということができよう。

さきにみた如く、南朝陳の夏調には、東晉以來ようやく江南に發達しはじめた麥作養蠶に對し、それらの稅をより圓滑に徵收する目的と同時に、東遷以後華北の麥作養蠶地帶を失つた江南王朝において、麥作養蠶を奬勵普及させる意圖があつたのであり、それは周禮の「里布の制」の原則を發展させたものであつた。されば、中唐安史の亂後、同じく華北を失つた唐においても、かかる課稅が麥作養蠶を奬勵强制する役割をはたしたことは、疑いあるまい。唐末の人皮日休は、周禮の「里布の制」などを復活すべきであるとし

征稅は、民を率するを以つて君に奉ずるのみに非ず、亦將に民を勵するを以つて其の業を成さしめんとするもの也。（皮日休文集卷七「周典を行わんことを請う」）

といい、稅とは單なる收奪でなく、それにより民に產業を興させる機能があるといつている。このような考えは既に古くから傳わつていたのであつて、たとえ唐が必ずしもそれを意識していなかつたにせよ、當時江南において正に麥作養蠶が發達しつつあつたとき、未だ他に收穫物のない麥秋收繭期に稅を課したのは、それを一そう推進するいみで、誠に時宜を得た强制であつたというべきであり、このようにみると、兩稅の夏稅・秋稅設立は、單に亂後の諸稅を整理し、徵稅を秩序だてたというだけでなく、より積極的に農桑を興し、それにより國力の充實を計る發展的意義があつたといわなければならないであろう。

（昭和三五・九・八日稿）

註

(1) 濱口重國氏「唐に於ける兩稅法以前の徭役勞働」（東洋學報二十一卷一號）

(2) 因みに、宋の河北緣邊屯田判官黃懋の言に、「江東は霜晚く、稻常に九月熟す。河北は霜早く、又地氣一月遲く、成實する能わず。」（續資治通鑑長編卷三十四太宗淳化四年三月壬子の條）とある。

(3) ただし京兆府・關內諸州は、開元二十二年以後は十月三日（冊府元龜卷四百八十七は三十日に作る）までとされた。（唐會要卷八十三租稅上、同年七月十八日の勅）

(4) ここにいう絹類とは、絹・絲・綿・絁・紬等絹製品を指し、布類とは麻布・麻絲・紵麻・落麻等麻製品を指す。葛布・蕉布等は布類に入れる。ただし絹といつて絹類を總稱する場合と「きぬぬの」そのものを指す場合とがあり、布もまた同樣であるが、そのいずれかであるかは、前後の事情から判斷されたい。

(5) 漢代の宮刑は、蠶室でむして腐宮させ、それ故これを「蠶室刑」とも呼んだ。蠶室は、完全な保溫設備ができていたからである。

(6) 宮崎市定博士は、後出の開元二十五年令により、北魏の制も毎畝五十樹の誤りではないかとされている（「晉武帝の戶調式に就て」東亞經濟研究十九卷四號）。何れが是であるかは後日改めて考えたいが、次の私の論旨は、全部で五十樹でも充分であつたということである。

(7) 仁井田陞・牧野巽氏「故唐律疏議製作年代考（上）・（下）」（東方學報・東京一・二冊）

(8) 「燉煌發見唐代戶籍と均田制」（史學雜誌四十七編七號）、「唐代均田法施行の意義について」（史淵五十輯）

(9) 元朝鮮總督府農事試驗場の成績によれば、早播して春季乾燥期を經過せしめるより播種期を遲らせ、雨季前に下種し發芽後著しい乾燥に遭遇させず、全期間を通じ均一に發育させるのが安全であるという（永井威三郎氏「實驗作物栽培各論」第三卷第四章「あさ」）。なお、のちにみる「苧麻」は、大麻油をとるため、早期に播種し、粗播して灌木狀に育てたものである。

(10) 詩經の「紵」は、恐らく「からむし」ではあるまい。佐藤武敏氏は、「いちび」とされている（「中國古代の麻織物生產」東洋史研究十九卷一號）。

(11) 拙稿「南朝租調攷」（史學雜誌六十八編九號）

(12) 南朝の史書に、「稅布」と同じく「租布」という名がしばしばみられる。私は前揭論文でこれを「調」の代稱と解したが「租と調」のことと改めたい。例えば南齊書卷十六百官志の錄尙書右丞の條に「州郡の租布を領す」とあり、これが租稅を指している。なお同書卷十四州郡志上南豫州の條に、「租帛」とあるのは、ここの調が帛であつたので、「帛」をもつて調を代稱したものである。

(13) 勿論麻も相當栽培していた。魏書卷百十食貨志に北魏における桑土と麻鄕の詳細な分類がのつている。また下層民の衣料は、當然麻布であつた。

(14) 「魏晉南北朝通史」五七六—九頁

(15) 前掲「南朝租調攷」

(16) 西嶋定生氏「碾磑の彼方 ― 華北農業生產力展開史上の一問題 ―」（歷史學研究一二五號）

(17) もつとも庸調の布帛稅卽麤麻收入の稅とは必ずしもいいえない。賦役令の災害時の免稅規定をみると、穀田の損傷に對し桑麻の場合は、餘り重視していない。しかし布帛が自家生產であつたから、調更に庸も、桑麻の稅と同じ意味になる。

(18) 州名を列記した六典の本文は、開元十八年以前のものであるが、賦の種類を記した原註は、二十五・六年頃のもの（濱口重國氏「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係（二）」史學雜誌四五編二號）。だからこの種別は、次にみる天寶十四載頃も大した變化はなかつたと解せるが、表下の口數は、これに最も近い天寶元年のものをのせた。

(19) 嚴耕望氏「唐代紡織工業之地理分佈」（大陸雜誌一三卷一一期）參照

(20) 布にはこのほか、江南の折納の租布約五百七十餘萬端があつた（通典同所）。

(21) 實際には、亂後一時布帛が暴騰した。しかしそれは、主として生產低下と亂後政府が行つた貨幣の「吹直し」による惡貨政策に原因があつたのであつて、通貨が錢貨に變つて行つたことは間違いない（拙稿「唐代兩稅法の地域性」東方學一七輯）。

(22) 拙稿「中國多毛作農法の成立」（古代學八卷三號）

(23) 曾我部靜雄氏「兩稅法成立の由來」（社會經濟史學二六卷一號）

(24) なお、これに關連して、楊聯陞氏の「中唐以後稅制與南朝稅制之關係」（清華學報十二卷三號）を參照されたい。

附

本論文は、昭和三十五年度文部省科學研究費（各個研究）「兩稅法成立史の研究」の研究成果の一部である。

to the establishment in 1616 as a separate government agency of the *Wênkuan* or *Shufang*, assuming a full-fledged form at the end of the T'ienming 天命. There was another important function of the *Wênkuan*; transmitting of imperial orders and reports to the throne. This function further developed the *Wênkuan* into a kind of inner cabinet like that of the Ming 明 dynasty, and immediately before the the beginning of the Ch'ungtê 崇德 era (1636) it became the *Neisanyuan* 内三院.

The Origin of Summer and Autum Dues

Noboru Koga

The shifting of key economic areas from north to central and south China as a result of the revolt of An Lushan 安祿山 was one of the main causes that led to the establisment of the biannual taxation system where payment was made in June and November. After the revolt T'ang 唐 was forced to depend on central and south China for finance, where the climatic conditions made it more practical to take dues for wheat and silk in June and those for rice, millet and hemp in November. This was already practised under the Southern *Ch'ên* 陳. The biannual taxation system was not only the result of tax readjustment but that of efforts to develop agricultural resources for a dynasty with its key economic areas in central and south China.